

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：埼玉県
農業委員会名：白岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年2月1日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	637	329	—	—	—	966
経営耕地面積	383	210	153	57	0	—
遊休農地面積	23	20	—	—	—	43
農地台帳面積	460	583	—	—	—	1043

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	696
自給的農家数	257
販売農家数	439
主業農家数	98
準主業農家数	110
副業的農家数	231

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1570
女性	771
40代以下	558

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	60
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	0
農業参入法人	5
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	13
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	3

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年2月現在)	管内の農地面積 973 ha	これまでの集積面積 116 ha	集積率 11.9%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 農地相談等により得た情報により、規模拡大を図っている農業系法人に集約することができたが、なお、積極的にあっせんを図る。 農地の確保・有効利用を図る上で、農業従事者の減少・高齢化・相続に伴った不在地主の増加による耕作放棄地の増加及び農地の分散化等が支障となっている。 耕作放棄地がまばらに点在しており、より多くの利用増進を図るためにには、多方面からの問題を解消していく必要がある。 各委員等の農地利用最適化活動に対する考え方には差があり、集積が可能な地区であっても推進が図れていないため、説明や研修等で委員等の理解を深める必要がある。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した扱い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ② (うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
124 ha	130 ha (うち、新規実績 14 ha)	104.8%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点での扱い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非扱い手が自作又は利用していた農地のうち、扱い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業関係会議等において、農家に対しリーフレット等を配布し、利用集積等の啓発活動を実施する。 農業委員及び農地利用最適化推進委員による、利用集積に向けた掘り起こし活動を実施する。 農業法人等に積極的にあっせんする。 <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県に市の実情・支援等の要望を伝えていく。 <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地所有者等を対象とした意向調査を行う。
活動実績	<p>4月 市内農地所有者に対し、利用集積の案内を実施した。</p> <p>5月・10月 公式ホームページにおいて利用集積の案内を実施した。</p> <p>8月以降 農業委員・推進委員が積極的にあっせんを行った。</p> <p>(成果)</p> <p>農業委員及び推進委員(農地活用世話人)の貸借あっせん活動により、遊休農地や管理休耕地を積極的に集積し利用することができた。</p> <p>また、農地相談の際、積極的に農業法人等の案内を行ったことにより、利用集積に結びついた。</p> <p>しかし、法に沿った集積を望まない農家もあり、利用集積の実態はあるものの、数字に反映されない事例もあるようである。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標面積は妥当であったと思うが、数字に反映されない集積の対応策を検討する必要がある。法律への理解を促し、さらに高い目標を掲げたいと思う。
活動に対する評価	農業委員・推進委員の活動が数字となって表れた。効果のある活動となつた。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	1 経営体	0 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.6 ha	0 ha	0 ha
課題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区的状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。 また、当市は梨と水稻が主な経営であるが、他の作物で参入できるよう、農業委員と共に積極的に働きかけを行う必要がある。 さらに、「国・県がJAと協力し積極的に生産者と関り消費を拡大して欲しい」とする農家の意見を積極的に伝える必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
2 経営体	2 経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
4 ha	0.6 ha	15.0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	5、10月 ・利用集積受付期間の借入者に対し、窓口で新規参入に関する啓発を実施する。 通年 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員により、啓発・あっせんを行う。
活動実績	5、10月 ・利用集積受付期間の借入者に対し、窓口で新規参入に関する啓発を実施した。 通年 ・啓発・あっせんを行った。 ・農業委員・推進委員がJAを通じ、法人へのあっせんを積極的に行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実効性のある農業者を確保し、根付いていただく必要があるため、今後のサポート等を考えると、2経営、4ha増は妥当であったと思われる。
活動に対する評価	農業委員・推進委員がそれぞれ、積極的に法人へのあっせんを行った。また、事務局職員や農業委員等が、相談者への対応を丁寧に行った。結果、令和2年度には2経営体(個人)の参入を達成することができ、数字として結果が表れたと考えている。今後も新規参入の促進に取り組んでいきたいと考えている。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,012 ha	39 ha	3.9%
課 題	農業従事者の減少・高齢化・相続に伴った不在地主の増加による耕作放棄地の増加及び農地の分散化等が、農地の確保・有効利用を図る上で問題となっている。また、耕作放棄地がまばらに点在しており、利用増進を図るために多方面からの問題を解消していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
8 ha	△4 ha	△50%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		28人	6月～8月	8月～10月	
農地の利用状況調査	調査方法	6～8月 ・職員等により、地図システム及び現地確認等の農地利用状況調査を実施 8～10月 ・調査結果の登録 通年 ・農地利用最適化推進委員を中心に、個別聴取が必要と判断された農家の聴き取り調査実施。			
農地の利用意向調査	調査実施時期:調査10月～11月、取りまとめ11～2月				
その他の活動	・耕作放棄地全体調査等の基礎とするため、調査結果をデータ化する。 ・雑草に対する通報、発見により、除草依頼通知を推進委員が所有者宅へ持参し、今後の指導相談を行う。 ・参入した法人が増えたため、積極的に耕作放棄地の解消の協力を求める。 ・農地の適正管理について広報活動を行う。(広報紙・公式ホームページなど)				

活動実績	農地の利用状況 調査	調査員数(実数) 18人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 8月～10月
	農地の利用意向 調査	調査実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 第32条第1項第1号	
		調査数: 687 筆	第32条第1項第2号	第33条
		調査面積: 43 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha
その他の活動	•雑草に対する通報、発見により、除草依頼通知を推進委員が所有者宅へ持参し、実態把握をするとともに、指導を行った。 •積極的に法人に働きかけを行った。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業振興地域内で、耕運機等により除草可能な耕作放棄地(A判定)を解消目標の対象地としている。不耕作となることには、様々な事情があるため、容易に解消できないものもあるが、目標としては妥当と思われる。
活動に対する評価	経済的問題や借り手がない等の現状を考えると、現制度での遊休農地解消には限度がある。 しかし、農業委員会として、できる限りの対策を取り、今後も繰り返し実施していく。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年2月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	973 ha	42 ha
課 題	標記には、早期指導が必要な違反のほか、届出で済む市街化区域の違反や、農家の方が50年程度以前から住宅敷地の一部として使用(追認になるケース)しているもの及び、届出をすることで容易に違反が解消される手続きが未完の軽微な事案が多数含まれているため、実態を勘案しながら違反指導を行っていく必要がある。	

- ※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
42 ha	0 ha

- ※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の是正指導 違反転用者に対し、状況に応じ、違反のは正の意向、は正までのスケジュール等の聞き取りを実施する。 ・農業委員を3, 4名のグループに区分し、交替で不法盛土・違反転用の監視を実施する。 ・違反転用の発生防止に向けた取組をする。 4月 リーフレットにより農業者等へ周知する。 通年 農地パトロールを行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の是正指導 随時、違反転用者に対し、状況に応じ、違反のは正の意向、は正までのスケジュール等の聞き取りを実施した。 ・農業委員を3, 4名のグループに区分し、交替で不法盛土・違反転用の監視を実施した。 ・違反転用の発生防止に向けた取組 4月 リーフレットにより農業者等へ周知した。 通年 農地パトロール計画通り実施した。 また、各種農地関係手続きの際、所有する農地に違反がある場合はは正指導を併せて実施した。 農地転用可能なものは、適正な手続きを促した。 なお、現地で違反転用者の指導を数件実施。
活動に対する評価	目標どおりの活動は行った。今後も継続して同活動を実施し、は正の指導方法を検討していく。 県にも、積極的なかかわりを求める。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等
詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 0 件、うち許可 0 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	各地区の委員が、譲受人の意向・機械等の所有状況確認、及び申請地の現況確認を行っている。また、事前に職員により、申請地及び譲受人の耕作状況の確認を行っている。					
	是正措置	特になし					
総会等での審議	実施状況	事務局からの申請内容説明、及び地元農業委員等の現況確認報告等をもとに、申請内容を法に照らし合わせ、問題の有無を審議している。					
	是正措置	特になし					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
	是正措置	特になし					
審議結果等の公表	実施状況	議事録をインターネット等で公開した。					
	是正措置	特になし					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 約20日	処理期間(平均)	約20日		
	是正措置	特になし					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 31 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区の委員が、転用計画者や農地提供者の事情聴取及び申請地の現況(違反等)を確認し、付近の農地に与える影響等判断した。 事務局も現地の状況を把握し、農業委員からの相談に応じた。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局からの申請内容説明、及び地元農業委員等の現況確認報告等をもとに、申請内容を法に照らし合わせ、問題の有無を審議した。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をインターネット等で公開した。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 県進達まで 20日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	2 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	— 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	— 法人
	提出しなかった理由	—
	対応方針	—
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	— 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 183 件	公表時期 令和2年 12月
		情報の提供方法: 庁舎掲示板で掲示及び貸借相談者への提示等した。	
農地の権利移動等の状況把握	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	調査対象権利移動等件数 488 件	取りまとめ時期 令和 2年 3月
		情報の提供方法: 情報の提供方法: 年間の移動等データを、決められた様式に従い集計し報告した。	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 966 ha	
		データ更新: 毎月の総会終了後、農地の権利移動や転用等の状況についての情報の更新を実施。また、1月に実施する、農地台帳調査及び遊休農地利用意向調査により把握した情報を基に点検及び補正を実施。なお、10月に、土地の登記情報データを税務課から提供してもらい、農地台帳システムデータを更新した。	
		公表: 農地情報公開システムによる。	
	是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>1 米価が上がらない限りは、耕作者が減る一方。活動にも限界があると思う。 2 国の価格政策の間違いだと思う。そこを変えないとどうにもならない。 3 国は大規模農家による運営を進めているが、市町村単位で計画通りに進めるのは難しいと思う。 4 法人を参入させる必要もあるが、倒産等で大きく打撃を受ける可能性があるので、慎重に参入を検討したほうが良い。 5 相続で取得したが、今後の作付は不可能。借りるような人も見つからないがどうすればよいか。 6 農地を持っているが農家ではない。農地を借りる人もいなく、機械もないため耕作等は不可能。雑草指導を受けたが除草作業費用が高く頻繁にできない。対策を検討してほしい。</p> <p>〈対処内容〉</p> <p>1, 2について 経済的問題や借り手がない等の現状を考えると、現制度での遊休農地解消には限度があるが、農業委員会として、できる限りの対策を取り、今後も繰り返し実施することとした。 なお、米の価格補償等については、国や県等へ働きかけを行った。</p> <p>3について より実効性がある政策を国や県主導で進めていただけるよう、国や県等への働きかけを検討している。</p> <p>4について 委員・事務局・市・県等が情報を共有し、トラブルの防止に努める。 また、耕作不能となった場合の振り替えとして、事前にJAの協力を求めていく。</p> <p>5について 当市で規模を拡大している農業者を案内している。 さらに、JAや地元農業委員に情報を提供し、不耕作の期間を作らないで、貸借が成立するよう努力している。</p> <p>6について 除草等経費を軽減するために、近隣農家や委員等が除草や耕運等の作業を請け負う料金設定を、近隣から情報を得ながら検討するものとした。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>1 大規模な違反はすぐに違反解消されないため、是正を強硬に行うようにできないのか。 2 転用申請の添付書類が多い。削減できないか。 3 転用許可の条件等が、許認可担当によって違いがある。考え方を統一してほしい。</p> <p>〈対処内容〉</p> <p>1について 指導方法はいくつか想定できるが、違反には、悪質なものから、単なる手続き漏れで違反となっているものがあるため、状況に合わせ、農業委員を通じた指導回数を増やす等の対応を取った。</p> <p>2について 慎重に扱う理由、書類の必要性等を丁寧に説明したが、一部の申請者には理解されなかつた。今後も、同様の事案は想定されるため、根気よく説明することとしている。</p> <p>3について 要領等で手法が定められているものと違い解釈の問題のため、市からも県に働きかけをしているが、統一は難しいと感じた。過去の事例を挙げ、同一の解釈を促していく。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 2 件

提出先及び提出した 意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・農地の有効利用の推進のための支援に関する意見・担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援に関する意見・その他農業振興のための支援(金銭面の補償・補助、価格安定等の要望等)
--------------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--